



Bi-Weekly Newsletter

Nov 28, 2018

ISSUE 9.

I. 統計資料

02

- 直近3年における大韓民国の国家債務規模額

II. 産業ニュース

02

- 国税庁、来年オフィステル・商業用ビル基準時価7.5%上昇を予告

III. 最新事例・判例

03

- 法人税貸倒税額控除に係るイシュー(事前法令付加-479,2018.08.06)
- 課税される財貨または役務を供給して売掛金やその他の売上債権の全部または一部の供給を受けた者の破産・強制執行やその他の理由で貸倒れとなって回収できない場合、その貸倒れが確定した日の属する課税期間の売上税額から差し引くのか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

| | | |
|-----------------------|--------------|------------------|
| 金祥雲(キム・サンウン)Partner | 02 709 0789 | swkim@samil.com |
| 黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner | 02 709 0759 | hcj@samil.com |
| 申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner | 02 709 7904 | hcshin@samil.com |
| 盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner | 02 709 0877 | ysnoh@samil.com |
| 李應典(イ・ウンジョン)Partner | 02 3781 2309 | ejlee@samil.com |
| 李南善(イ・ナムソン)Partner | 02 3781 3189 | nslee@samil.com |



pwc

SAMIL

삼일회계법인

I. 直近3年における大韓民国の国家債務規模額

- 国家統計ポータル、2017年国家債務規模額

主な内容

統計庁が発表した大韓民国の2015年から2017年まで直近3年における国家債務現況は次の通り。

[単位:兆ウォン、%]

| 債務内訳別 | | 2015 | 2016 | 2017 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|
| 国家債務 | (兆ウォン) | 591.5 | 626.9 | 660.2 |
| 対GDP比 | (%) | 37.8 | 38.2 | 38.2 |
| 一般会計赤字補填 | (兆ウォン) | 240.1 | 271.3 | 289.6 |
| 外国為替市場安定用 | (兆ウォン) | 198.3 | 209.8 | 222.3 |
| 庶民住居安定用 | (兆ウォン) | 59.3 | 64.0 | 69.4 |
| 地方政府純債務 | (兆ウォン) | 34.9 | 35.0 | 32.8 |
| 公的資金など | (兆ウォン) | 58.8 | 46.8 | 46.1 |

II. 国税庁、来年オフィステル・商業用ビル基準時価7.5%上昇を予告

2018年11月20日に、国税庁はオフィステル(オフィスとしても住居としても利用できる建物のこと)・商業用ビル基準時価の地域別予想変動率を公開した。

首都圏(ソウル・仁川・京畿)、5大広域市(大田・光州・大邱・釜山・蔚山)、世宗特別自治市(新規)に所在する、洞・戸別に区分して所有権移転登記が可能なオフィステル及び一定規模(3,000m²または100戸)以上の商業用ビルの戸別1m²当たり基準時価を上昇告示する予定である。

来年1月1日基準オフィステル基準時価は今年より7.52%上昇、今年1月1日の上昇幅3.69%より2倍以上高い予定であり、地域別にはソウル(9.36%)、京畿(9.25%)等が高く、仁川(2.56%)、大田(0.10%)等は相対的に低かった。蔚山は0.21%下落すると予告した。商業用ビルは今年より7.57%上昇、今年1月1日基準の上昇幅2.87%より高まる予定であり、地域別ではソウル(8.52%)、京畿(7.62%)等が高く、大邱(8.52%)、仁川(6.98%)等も上昇率が高い。

また、現実的な価格となるよう相場反映率を適正価格の80%から82%に上げて、今後の不動産景気などを勘案して徐々に上げていく予定であることを明らかにした。

国税庁は11月20日からオフィステルおよび商業用ビルの基準時価告示前の価格を閲覧できるようにして意見を受け付けており、告示された基準時価に異議があれば、意見をインターネットで提出するか、書式をダウンロードして管轄税務署に提出できる。

ソウルを中心に商業ビル等の時価は今後も上昇することが予想され、企業の状況により賃料の安い地域へ移転ケースが増えるものと考えられる。

III. 最新事例・判例

- (例規)事前法令付加 - 479,2018.08.06

1. 争点

課税される財貨または役務を供給して売掛金やその他の売上債権の全部または一部の供給を受けた者の破産・強制執行やその他の理由で貸倒れとなって回収できない場合、その貸倒れが確定した日の属する課税期間の売上税額から差し引くのか

2. 事実関係

- 申請人(または“下請け業者”)は甲法人(以下“元請け業者”)と請負契約を締結して貢加工役務を提供して、
- 2017年3月31日に元請け業者に税金計算書を発行(供給価額203百万ウォン)し、役務対価の一部(供給価額1億4800万ウォン)で電子方式売掛債権(*1)を受領する。
- (*1)満期日以前に発行された売上債権で担保貸付を受けることができる。
- 申請人は該当電子方式売掛債権で元請け業者の取引銀行であるハナ銀行から売掛債権担保貸付を受け、
- 元請け業者は売掛債権の支払期日まで満期が到来した債権を決済できず、2018年5月29日に更生計画認可の決定を受けた。

<更生計画認可の主な決定内容>

○ 更生担保権(貸付金債権)

株)〇〇銀行:100%を現金で返済するものの、現金返済する金額の100%を第2年度(2019)に返済

○ 更生債権(商取引債権)

76%を出資転換して24%を現金で返済するものの、10年分割返済。なお、更生債権(商取引債権)のうち電子債権及び電子方式売掛債権は返済期に最終所持者であることを確認して返済

3. 質問内容

- (質問1) 売掛債権担保貸付を受けた売上債権に対し貸倒税額控除は可能か否か
- (質問2) 更生計画認可の決定により債権が出資転換及び現金返済される場合、貸倒税額控除は可能か否か

4. 回答

- (質問1) 事業者が貢加工役務を事業者(以下“元請け業者”)に供給してその対価として電子方式売掛債権を受け取り銀行から売掛債権担保貸付を受けた場合として、元請け業者が該当売上債権の支払期日まで代金を支給できなかった場合、該当売上債権は「付加価値税法」第45条により貸倒税額控除対象に該当しない。
- (質問2) 「債務者更生及び破産に関する法律」による裁判所の更生計画認可決定により債権が出資転換する場合、債権の帳簿価額と株式の時価との差額は「付加価値税法」第45条により貸倒税額控除対象に該当する。

The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant. The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant to be comprehensive. The application and impact of laws can vary widely based on the particular facts involved. For more information, please contact your usual Samil PwC client service team or professionals listed above.